⑶　業務内容
・配置、建物基本設計（意匠・構造・設備）
・建物実施設計（意匠・構造）
・行政等への協議及び資料等作成
・法申請手続き
・設計意図伝達業務　他

⑷　履行期間　令和５年９月下旬（契約締結日の翌日）から令和11年６月15日（金）まで（予定）（但し、指定部分については、（第１次）令和６年３月８日（金）、（第２次）令和６年６月28日（金）、（第３次）令和７年４月30日（水））

２　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴に掲げる資格を満たす単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たす設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

②　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

③　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

④　当機構関西地区における令和５・６年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

⑤　平成20年度以降（平成20年４月１日から参加表明書の提出期限まで。以下同じ。）に完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績※を１件以上有すること。（但し、再委託による業務の実績は含まない。また、共同企業体の構成員としての実績である場合は、その出資比率が50％以上のものに限る。）

※効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務の実績をもって判断するものとする。

イ　同種業務　下記の㈠～㈢を全て満たす、共同住宅の新築に係る建物基本設計業務※１

㈠　建物の構造は、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

㈡　主たる建物は、住棟でかつ６階以上であること。

㈢　一の団地において、複数住棟※２かつ100戸以上の規模であること。

※１「建物基本設計業務」とは、建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理したうえで、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成する業務をいう。以下同じ。

※２「複数住棟」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請上の住棟数が複数棟あることを示す。以下同じ。

ロ　類似業務　上記の㈠及び㈡を満たす、共同住宅の新築に係る建物基本設計業務

⑥　次に掲げる基準を満たす技術者等を本件業務に配置できること。

イ　管理技術者

管理技術者については、下記に示す条件を全て満たしている者であること。

㈠　一級建築士の資格を有し建築士法（昭和25年法律第202号）による登録を行っている者で、当該資格取得後において当該保有資格をもって行った、５年以上の実務経験があること。

㈡　平成20年度以降に、⑤に掲げる業務※に従事した経験を有する者であること。

※効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務の経験をもって判断するものとする。

㈢　参加表明書の提出期限日時点において、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取扱う。

ロ　主任担当技術者

主任担当技術者については、別添仕様書に記載の資格基準を満たす者（当該記載の種別毎に１名以上の配置を要するものとする。）であること。

⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所の登録を行っており、過去３年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。

⑧　参加希望者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※認定基準　関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

イ　建設業許可者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

ロ　建設業許可者の代表権を有する役員が参加希望者の代表権を有する役員を兼ねている場合

ハ　その他建設業許可者との間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加表明書については、その実態に即して判断する。

⑨　技術提案書に記載された内容によっては、本件業務の目的、内容及び留意点等が十分に理解されているとはいえず、或いは、本件業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず若しくは業務の品質確保のために必要となるバックアップ体制が構築されているとはいえないことから、契約の内容に適合した業務の履行が十分になされないおそれがあって著しく不適当であると認められる者でないこと。

⑵　設計共同体

①　⑴に掲げる条件（代表者たる構成員以外の者については、同⑥イの条件を除く。）を満たす者により構成される設計共同体であって、（設計共同体としての）「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年４月20日付け西日本支社長）」に示すところにより、当機構から本件業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

②　設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

③　各構成員は、その分担業務毎に担当技術者を配置すること。また、代表者たる構成員は管理技術者を配置すること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　企業の経験及び能力
業務実績、保有技術者、企業独自の取組

⑵　配置予定の管理技術者の経験及び能力
技術者資格等及び業務実績

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　技術提案（実施方針）
業務理解度、実施体制

⑵　技術提案（評価テーマ）
専門技術力